行政サービス実施コスト計算書

（平成26年４月１日～平成27年３月31日）

法人単位　　（単位：円）

業務費用			
⑴損益計算書上の費用			
業務費	29,245,472,079		
一般管理費	5,156,854,898		
財務費用	5,196,190	34,407,523,167	
⑵（控除）自己収入等			
政府受託収益	△16,066,146,350		
寄附金収益	△36,199,866		
民事法律扶助事業収益	△706,934,187		
有償受任事業収益	△234,529,599		
日弁連受託事業収益	△2,012,488,525		
その他事業収益	△36,738,326		
財務収益	△1,783,159		
雑益	△69,333,278	△19,164,153,290	
業務費用合計			15,243,369,877
引当外賞与見積額			15,911,394
引当外退職給付増加見積額			218,355,674
機会費用			
政府出資の機会費用	1,404,000		1,404,000
行政サービス実施コスト			15,479,040,945

（法人単位）

重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

これは、被援助者の訴訟代理費用等の立替及び回収が主となる業務の性質上、中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、業務の実施と運営費交付金財源との対応関係を示し又は業務の実施と運営費交付金財源とを期間的に対応させることが困難であるためです。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３年～18年
車両運搬具	３年～６年
工具器具備品	３年～15年

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

（一般勘定）

役職員に対して支給する賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当期末の引当外賞与見積額から前期末の引当外賞与見積額を控除した額を計上しております。

（国選弁護人確保業務等勘定）

役職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に負担すべき額を計上しております。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

（一般勘定）

国又は地方公共団体との交流人事による出向職員であり国又は地方公共団体に復帰することが予定されており、退職手当を支給しないことが国家公務員退職手当法第７条の２及び同施行令第９条の２第124号等において明らかな職員について、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

上記以外の職員の退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額のうち、退職一時金に係る債務については、当期末に在籍する役職員について、当期末の退職給付見積額から前期末の退職給付見積額を控除した額から、退職者に係る前期末退職給付見積相当額を控除した額を計上しております。

（国選弁護人確保業務等勘定）

国又は地方公共団体との交流人事による出向職員であり国又は地方公共団体に復帰することが予定されており、退職手当を支給しないことが国家公務員退職手当法第７条の２及び同施行令第９条の２第124号等において明らかな職員について、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

上記以外の職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務を計上しております。また、役員への退職手当の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、過去勤務債務及び数理計算上の差異は、各期の発生時に費用処理することとしております。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額のうち、退職一時金に係る債務については、当期末に在籍する役職員について、当期末の退職給付見積額から前期末の退職給付見積額を控除した額から、退職者に係る前期末退職給付見積相当額を控除した額を計上しております。

５．民事法律扶助事業の立替金に係る会計処理の特例

総合法律支援法施行規則第15条の規定に基づき、民事法律扶助業務において、報酬等を運営費交付金を財源として立て替えたことにより取得した立替金債権については、これを取得した時点においては、当該立替えに係る金額に相当する額を資産見返運営費交付金として計上し、当該立替金債権の貸倒償却に要する費用が発生した時点においては、当該費用に相当する額を資産見返運営費交付金戻入として収益に振り替え、当該立替金債権の償還を受けた時点においては、資産見返運営費交付金を運営費交付金債務に振り替えております。

６．貸倒引当金の計上基準

将来の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

７．たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による低価法を採用しております。

８．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円に換算し、換算差額は損益として処理しております。

９．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成27年３月末利回りを参考に0.400％で計算しております。